第二十条第三項		
転居又は住居表示の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	提供を受け、	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関
知事等	提供を受け、	地方公共団体情報システム機構
［略］	［略］	［略］
第二十条第五項		
法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の繰下げの申出（以下「退職共済年金の支給の繰下げの申出」という。）を行つていないものをいう。以下同じ。）	［略］	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行つていないものをいう。第二十二条第二項において同じ。）	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十二条第一項		
退職共済年金	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	旧職域加算退職給付
、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金又は障害共済年金（各号を除く。）	知事等	及び旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付
［略］	［略］	［略］

第二十条第三項		
転居又は住居表示の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	提供を受け、	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関
［同上］	［同上］	［同上］
第二十条第五項		
法第二十五条において準用する組合法第七十六条の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第二十五条において準用する組合法第七十八条の二第一項の規定による退職共済年金の繰下げの申出（以下「退職共済年金の支給の繰下げの申出」という。）を行つていないものをいう。以下同じ。）	［同上］	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行つていないものをいう。第二十二条第二項において同じ。）	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第二十二条第一項		
退職共済年金	転居したこと又は住居表示が変更されたこと	旧職域加算退職給付
、第三十三条の九の規定の適用を受けることとなるとき及び退職共済年金又は障害共済年金	知事等	及び旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付
［同上］	［同上］	［同上］